

(案)

作成日：令和8年(2026年)●月●日

更新日：－

1 相談業務（第7条関係）

(相談)

第7条 何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談」という。）をすることができる。

2 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

- 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例障害者差別解消相談員対応マニュアル」により業務を行うこととする。
- 障害を理由とする差別の解消の推進国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル(内閣府作成)、自治体担当者向け障害者差別解消相談対応マニュアル(日本弁護士連合会作成)も参考とする。

2 障害者差別解消相談員の質の確保（第8条・第10条関係）

(障害者差別解消相談員)

第8条 知事は、前条第2項各号に掲げる措置に係る業務およびこれらに付随する業務を行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができる。

2 障害者差別解消相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(研修の実施)

第10条 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとする。

- (1) 相談事案について、定期的に職員と進捗確認を行うとともに、相談者を関係機関等につないだ後にどうなったかについてフォローアップを行うものとする。
- (2) 地域アドボケーター研修会等に参加するものとする。
- (3) 障害者差別解消業務にかかる市町担当者会議に参加するものとする。
- (4) 障害者差別等相談に係る事例検討会議に参加するものとする。
- (5) 内閣府が主催する「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化及び相談対応力向上ブロック研修会」に参加するものとする。
- (6) 関連する庁内研修（人権相談ネットワーク協議会講座等）の参加に努める。

3 地域相談支援員（地域アドボケーター）の質の確保（第9条・第10条関係）

（地域相談支援員）

第9条 知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者（以下「地域相談支援員」という。）は、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も、同様とする。

（研修の実施）

第10条 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとする。

滋賀県地域相談支援員設置要綱（抄）

（目的）

第2条 地域アドボケーターは、障害者が相談する際に自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うものとし、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1） 障害者からの相談について、条例第8条に規定する障害者差別解消相談員につなぐこと。
- （2） 差別解消のために関係機関との連携を深めること。
- （3） 差別解消に係る県民の認識および理解の深化に努めること。
- （4） 前各号に掲げる業務に関連すること。

（推薦）

第4条 知事は、地域アドボケーターの候補者について、必要に応じ、地域自立支援協議会、市町等からの推薦を受けることができる。

（定数）

第5条 地域アドボケーターの定数は32名以内とする。

（研修）

第12条 地域アドボケーターは県が開催する研修会および情報交換会に参加し、その活動に必要な知識および技能の修得に努めなければならない。

（1） 任期は令和元年10月1日から2年毎に更新している。

（2） 更新年度（西暦奇数年度）においては、

- ① 滋賀県障害者自立支援協議会地域自立支援協議会・基幹相談支援センターネットワーク部会（5月）において推薦依頼の事前説明を行う。
- ② 滋賀県障害者自立支援協議会行政部会（7月）において推薦依頼の説明を行う。
- ③ 7月を目途に各市町および各福祉圏域障害者自立支援協議会に地域アドボケーターの推薦を依頼する。
- ④ 滋賀県障害者自立支援協議会地域自立支援協議会・基幹相談支援センターネットワーク部会（11月）、行政部会（12月）において新体制の報告を行う。

（3） 毎年度、滋賀県障害者自立支援協議会地域自立支援協議会・基幹相談支援センターネットワーク部会（2月）において、当該年度における地域アドボケーターの相談実績の

報告を行う。

(4) 地域アドボケーター研修会等

(例：1年目【下半期】)

- ①相談支援専門員研修（基礎研修）のエッセンスに関する講義
- ②地域アドボケーターへの相談に関する事例共有・検討会

(例：2年目【上半期】)

- ①相談支援専門員研修（基礎研修）のエッセンスに関するフォローアップ講義
- ②障害平等研修（DET）の実施（北部・南部）

(例：2年目【下半期】)

- ③地域アドボケーターへの相談に関する事例共有・検討会

これまでの取組

①地域アドボケーター研修会

目的：地域アドボケーターのスキルアップを図るとともに相互の連携を深めるため開催

令和元年11月5日
・講演（障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について NPO法人DPI 日本会議副議長 尾上浩二氏）
・地域アドボケーターとしての活動についての意見交換
令和2年11月9日（市町担当者合同研修会として開催）
・講演（障害者の権利擁護と相談対応について 西宮市社協常務理事 清水明彦氏）
・地域アドボケーター活動報告
令和6年7月11日、16日、17日（市町担当者合同研修会として開催）
・講演（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例および障害者差別解消法について 他 滋賀県障害者差別解消相談員）
・グループミーティング（地域アドボケーターの相談状況、活動の課題 等）

②地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

目的：障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施。

令和3年度
・7福祉圏域ごとに市町担当職員、地域アドボケーター、県担当者および障害者差別解消相談員で実施。

(5) 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例地域アドボケーター対応マニュアル」により業務を行うこととする。

4 あっせん対応（第 11 条・第 12 条関係）

（あっせんの申立て）

第 11 条 相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の当事者は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあっせンを申し立てることができる。

2 相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の障害者を保護する者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが明らかに当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りでない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、相談事案が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせンを申し立てることができない。

(1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであって、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。

(3) 過去に前 2 項の規定によるあっせんの申立てがされたことがあるものであるとき。

（あっせん）

第 12 条 知事は、前条第 1 項または第 2 項の規定によるあっせんの申立てがあったときは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあっせンを求めるものとする。

2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、前項の規定によるあっせんの求めがあったときは、当該あっせんの求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あっせんを行うものとする。

(1) あっせんの必要がないと認めるとき。

(2) その性質上あっせんを行うことが適当でないとき。

3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者（前条第 2 項の規定によりあっせンを申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、対象事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを対象事案の当事者に提示することができる。

5 あっせんは、次の各号のいずれかに該当したときは、終了する。

(1) あっせんにより対象事案が解決したとき。

(2) あっせんによっては対象事案の解決が見込めないと認めるとき。

6 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、第 2 項の規定によりあっせんを行わないこととしたとき、または前項の規定によりあっせンを終了したときは、その旨を知事に報告するものとする。

（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会）

第 15 条

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項を調査審議するものとする。
 - 3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
(委員会の組織等)
- 第16条
- 5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
 - 6 専門委員は、障害者、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
 - 9 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例施行規則

(あっせんの申立て)

- 第3条 条例第11条第1項または第2項の規定によるあっせんの申立てをしようとする相談事案の当事者および相談事案の当事者である障害者の家族、後見人その他の障害者を保護する者（以下「障害者の家族等」という。）（以下これらを「申立人」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に記名し、知事に提出しなければならない。ただし、当該申立人が当該書面の作成または提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認めるときは、口頭ですることができる。
- (1) 申立人の氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地。第3号および第7条第1号において同じ。）ならびに連絡先ならびに障害者の家族等が申立人である場合にあつては、当該障害者との関係
 - (2) 障害を理由とする差別を受けたとされる障害者の氏名および住所
 - (3) 障害を理由とする差別をしたとされる者の氏名および住所
 - (4) 相談事案の概要
 - (5) 求めようとするあっせんの内容
 - (6) 前各号に定めるもののほか、あっせんの参考となる事項
- 2 申立人は、必要に応じて、前項の書面に加え、あっせんの参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。
- 3 第1項ただし書の規定により口頭であっせんの申立てをする場合には、申立人は、同項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、知事が指名する職員は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述した者に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、陳述した者に記名させなければならない。
- 4 条例第11条第2項の規定により障害者の家族等があっせんの申立てをする場合には、当該障害者が当該あっせんの申立てに同意していることその他の当該あっせんの申立てが条例第11条第2項ただし書の規定に該当しないことを証明しなければならない。
- (あっせんの開始)

第4条 知事は、条例第12条第1項の規定により委員会にあっせんを求めた場合は、対象事案の当事者に対して、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 委員会は、条例第12条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、対象事案の当事者に対して、速やかに、その旨および理由を通知するものとする。

(あっせん案の提示)

第5条 条例第12条第4項の規定によるあっせん案（以下「あっせん案」という。）の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を対象事案の当事者に送付することにより行うものとする。

(1) あっせん案の内容および理由

(2) あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限およびその方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる事項

(あっせんの終了)

第6条 委員会は、条例第12条第5項の規定によりあっせんが終了したときは、対象事案の当事者に対して、速やかに、その旨および理由を通知するものとする。

(1) 障害者差別解消相談員に相談をしても、障害者・事業者の間の問題が解決されない場合、紛争事案の当事者は、知事に「あっせん」を求めることができる。あっせんとは、公正かつ中立な第三者機関である調整委員会による解決を目指すものである。

(2) あっせんを行うことが適当である場合、知事から滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会へあっせんを求め、この委員会は公正かつ中立に審議・事実調査を行ったうえで、紛争事案の当事者にあっせん案（つまり解決案）を示す。

(3) 相談事案が次のいずれかに該当するときは、あっせんを申し立てることができない。

①行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであって、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。

②障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。

③過去に前2項の規定によるあっせんの申立てがされたことがあるものであるとき。

(4) 当事者である障害者本人による申立てをサポートする方法を充実させるという観点から、知事（職員および障害者差別解消相談員）は申立てに関する援助を行う。

(5) 委員会に必要に応じてあっせん部会を設置する。

(6) 知事（職員および障害者差別解消相談員）はあっせん案作成の補助を行う。

5 障害者差別解消業務にかかる市町担当者会議の開催（第4条関係）

（県の責務）

第4条

- 3 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとする。
- 4 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定し、および実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

- （1）既存の会議体（県障害者自立支援協議会行政部会）等を活用し、事例共有や意見交換を行いながら、県と市町との相談対応に関する役割分担の申し合わせおよび連携強化を図る。（年2回：7月および12月）
- （2）開催にあたっては、予め市町に議題照会を行い、必要に応じて市町の意見・考えをとりまとめたうえで会議資料とする。
- （3）事例共有として、市町対応相談案件から2事例程度を市町担当者から報告を行う。（輪番制を基本とする。）
- （4）事例共有として、県対応相談案件から2事例程度を県担当者から報告を行う。併せて当該年度における地域アドボケートの直近の相談実績の報告を行う。

6 障害者差別等相談に係る事例検討会議

「障害者差別解消アドバイザー」設置要綱（抄）

（目的）

- 第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（平成31年滋賀県条例第8号）の趣旨を踏まえた差別解消の取組を着実に推進していくため、障害者差別解消に関する専門的知識を有する学識経験者等による「障害者差別解消アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

（所掌事務）

- 第2条 アドバイザーは、健康医療福祉部障害福祉課長からの依頼に応じ、障害者差別に関する解決困難事例の対応策の検討および相談事例に関する分析評価等について助言等を行う。

（委嘱）

- 第3条 アドバイザーは、学識経験を有する者その他必要と認められるもののうちから健康医療福祉部障害福祉課長が委嘱する。

（守秘義務）

- 第4条 アドバイザーは、正当な理由なく、所掌事務を行うにあたり知り得た情報を漏らしてはならない。また、その任を退いた後も同様とする。

- （1）滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき令和元年10月1日から相談体制を整備し、障害者差別の解消を一層推進することとしているところ。
- （2）具体的には専門の資格を有し（社会福祉士・精神保健福祉士）、相当の経験を有する者2名を障害福祉課に設置し、相談対応をしているが、
 - ・相談員および県担当者では対応困難な事例についての対応策の検討

・相談対応した事例を振り返り、評価を受けることで相談員等のスキル向上を図ることなど、外部有識者等から定期的に専門的な意見を聴取する機会を確保する必要があることから「障害者差別解消アドバイザー」を設置。

(3) アドバイザー

氏名	所属等	選定理由
おのうえ こうじ 尾上 浩二 氏	NP0 法人 DPI 日本 会議 副議長	・ H29 条例検討専門分科会の委員であること ・ 条例施行後も条例フォーラムへの参加、県幹部職員研修/共生社会づくり委員会/アドバイザー研修会での講師など多面的に関わりがある ・ 当事者団体の副代表であり当事者としての意見が期待できる
きたの せいいち 北野 誠一 氏	元滋賀県障害者施策推進協議会 会長	・ H29 条例検討専門分科会の委員であること ・ 条例施行後も条例フォーラムへの参加、出前講座の講師など多面的に関わりがある ・ 過去に滋賀県障害者施策推進協議会の会長を経験しており、県内の障害福祉の実情に精通している
たけした いくお 竹下 育男 氏	せせらぎ法律事務所 弁護士	・ H29 条例検討専門分科会の委員であり、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の委員であること ・ 県の障害者虐待防止専門員として虐待防止の視点からのアドバイスが期待できる ・ 弁護士として法的観点からのアドバイスが期待できる

(4) 事例検討会議

- ①前年度の相談事案を縦覧化し、第1四半期を目途に報告を行う。
- ②特に困難事例については、詳細に報告を行い、今後の対応方法についてアドバイザーから助言を得る。
- ③事例報告にあたっては、相談者を関係機関等につないだ後にどうなったかという観点も含めて行うこととする。
- ④会議は定期的に年間複数回開催することとし、相談事案の進捗状況を都度行うこととする。
- ⑤会議の開催にあたっては、障害者差別解消相談員も同席することとする。

7 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（第 15 条関係）

（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会）

第 15 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項を調査審議するものとする。

3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有する。

（1）7 月を目途に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の前年度の取組状況等について報告を行い、県の施策に関する意見をいただく。

（2）2 月または 3 月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の当該年度の取組状況等について概要報告を行うとともに、次年度の県予算案など施策の概要説明を行う。
なお、次年度の地域アドボケーター研修会の内容についても予め報告する。